

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

## 告示

### ●東京都告示第千百号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月十三日

東京都知事 小池百合子

#### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社バディ

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤原 寿豊

(三) 主たる事務 港区赤坂二丁目二十一番八号

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八〇二〇号

(五) 免許年月日 平成二十七年六月二十六日

二 処分年月日 平成三十年七月二十四日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年八月二十九日から同年九月二十七日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

#### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社レイキャピタル

(二) 代表者氏名 代表取締役 林 卓

(三) 主たる事務 千代田区神田美土代町九番地七所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六七一四号

(五) 免許年月日 平成二十六年六月十三日

二 処分年月日 平成三十年七月二十四日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年八月二十九日から同年九月二十七日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

## 公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年八月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

小平市花小金井五丁目六百四十二番一及び六百四十四番三  
文京区後楽一丁目四番十四号後楽森ビル十二階  
株式会社松家不動産  
代表取締役 吉成 三夫

小平市上水南町一丁目四百六十七番七、同番八、同番十五、同番十六、同番十八、四百六十八番十五、四百八十七番一の一部及び四百八十八番二  
西東京市芝久保町二丁目千五百五十六番一  
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号  
兼六土地建物株式会社  
代表取締役 鍵市 佳克  
西東京市北原町三丁目二番二十二号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林 重行

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001